

要 望 書

(一社) 全国警備業協会

全警協発第59号
令和2年3月26日

内閣総理大臣
安倍 晋三 様

(一社) 全国警備業協会
会長 中山 泰男

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望（第二弾）について

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会に対し、格別なるご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたびの新型コロナウイルス感染被害を受け、令和2年2月25日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下「政府基本方針」という）が公表され、各種イベントの中止、施設の休業その他営業の休止等の措置がとられているところであります。

これに伴い、私共警備業といたしましても、政府基本方針に基づき、各種警備業務を適正に実施し、よりきめ細やかな警備サービスを提供できるよう努めて参ることとしておりますが、その適正な業務の遂行に際し、様々な問題点が生じることが懸念されており、3月5日、警備業界における新型コロナウイルス感染症対策に関する要望を取りまとめ、関係省庁等に対し提出させていただきました。

その後、各省庁におかれましては、資金繰りの支援をはじめ、各種事項について可能な限り柔軟に対応していただいているところであります。

しかしながら、現在も、新型コロナウイルス感染症が終息していないことから、未だに各種イベント等の中止または延期等の理由により、警備業務の受注が減少し、経営状況等に多大な影響を受けている加盟員が多数存在いたします。

このため、当協会では、各都道府県警備業協会を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響に関係すると思われる加盟員に対し、緊急で実態調査をさせていただきました。

その結果を踏まえ、改めて下記のとおり、要望をさせていただきますので、何卒事情ご賢察の上、更なるご高配を賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

記

1 正常な経済社会活動への早期回復に向けた対策について

政府からの要請を受けた大規模イベント等の自粛や学校の休校等の影響により、人や物の動きが停滞し、警備業においても、事業活動を大幅に縮小せざるを得ない事態となっております。経済社会活動の早期の正常化に向けて、次の必要な支援策を講じていただきたい。

① 大規模イベント、行事等再開の目途の明示と休業補償等

流行の終息が見えてきた段階で、早期に大規模イベント等の再開可能時期の目途をお示しいただきたい。また、今後、更なる緊急対応策を実施するに際しては、観光業等と同様、警備業についても、自粛に伴う休業補償や、イベント主催者等からの適正なキャンセル料の支払い等適正な下請取引への配慮等の支援策を講じていただきたい。

② エアライン等便数の激減に伴う保安関係削減の所得雇用保障

現在、講じられている入国制限や渡航禁止勧告等の感染拡大防止措置や観光需要の大幅な減少等の影響により、各航空会社が大幅に便数を減らしており、航空保安検査業務をはじめとする空港施設における警備需要も極端に減少しております。

このような場合についても、大規模イベント等の自粛に伴い業務を休止した際の休業補償と同様、雇用を維持するための経済的な支援を講じていただきたい。

③ 工事の前倒し発注と交通誘導警備員単価の引上げ

公共工事をはじめ、官公庁関係の警備業務について、これまで納期や工期が変更になったものを含め、新年度における早期の再開や前倒し実施等の目途をお示しいただきたい。

また、警備員の人材確保を図るため、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止に伴う諸経費も勘案し、交通誘導警備員の労務単価の引上げをお願いしたい。

④ 大規模イベント等の再開時期の明示と施設警備員労務単価の引上げ

大規模イベント等の自粛に伴い、公共施設における警備の需要が大幅に減少し、解約に到る例も見られております。早期に大規模イベント等の再開可能時期の目途をお示しいただくとともに、感染拡大防止に伴う諸経費も勘案し、公共施設における施設警備員の労務単価の引上げをお願いしたい。

⑤ 警備員自身の安全健康管理

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。」とされたことから、空港や感染者が入院している医療機関等の最前線で警備を実施する警備員は、

今後、ますます増加することが想定されます。最前線で警備に当たる警備員等自身の感染防止、健康管理を図るため、次の措置を講じていただきたい。

- ・ 警備員等のマスク、手袋、タイベックススーツ、消毒液等の感染防止資器材の優先的確保
- ・ 警備員等に必要な PCR 検査の優先的实施
- ・ 非接触型体温計導入の奨励

また、今般の法改正により、新型コロナウイルス感染症も適用されることとなった新型インフルエンザ等対策政府行動計画で定められているワクチンの優先接種(特定接種)の対象となり得る業種に警備業を追加することについて、ご検討いただきたい。

⑥ 個別企業の事業継続

今回の感染拡大や、政府の要請を受けてイベントや営業等が中止されたことにより経済的な影響を受けた事業者等が、雇用の維持や事業の継続を可能とできるよう、次の措置を講じていただきたい。

- ・ 警備業法及び下位法令等によって定められている各種有効期間の延長（警備業者にかかる認定証の有効期間の延長等）
- ・ 新型コロナウイルス対策関連の警備に従事する場合であっても、令和 2 年 3 月 17 日発出の厚生労働事務次官通達に例示された場合と同様、労働基準法第 33 条第 1 項の「災害その他避けることができない事情によって、臨時の必要がある場合」に該当することの確認
- ・ 国税・社会保険料の猶予措置
- ・ 雇用維持のため、雇用調整助成金の特例措置の拡大と一体となった新たな税額控除の仕組みの創設（中小企業向け所得拡大促進税制の活用等）や欠損金繰戻還付制度の拡充
- ・ 企業の資金繰り支援の更なる拡充及び迅速な支援体制の確立（相談窓口等）

⑦ 下請対策の厳格な実施

発注企業が、下請企業に対し違反行為等を行った場合は、下請法に基づき厳格に対応いただきたい。

⑧ 警備の現場における非対面・遠隔サービス導入促進のための支援

感染拡大を防止するため、警備の現場における非対面・遠隔サービスを可能とするための機器の導入費用等に対する支援について、ご検討いただきたい。

⑨ 各種休業補償等の申請手続きの簡素化

各種休業補償や助成金の申請手続きの簡素化を図っていただきたい。

⑩ 東京 2020 警備の延期に対する補償

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会及び聖火リレーが延期になりましたので、これに伴う補償等について、適切にご配慮をいただきたい。

⑪ その他

万一、オーバーシュート等緊急事態が発生し、緊急要請がなされた場合、現場配置となる警備員の安全対策及び適正な警備料金の支払い等について、十分なご配慮をいただきたい。

2 警備業の構造問題の改善に向けた取組への支援について

(1) 今回の新型コロナウイルスの感染拡大は、警備業にも甚大な影響を及ぼしているところであるが、今後の終息に向けては、単純に回復を目指すだけでなく、従前より警備業が抱えてきた構造問題を解決する機会とも受け止めて、これまでに十分対応出来なかった以下の諸課題について、大胆に取り組む必要があるため、ご支援いただきたい。

- ① 警備員労務単価の引上げ
- ② 下請対策の実効性
- ③ 災害対策と特別交付税省令
- ④ 航空保安検査業務のあり方（エアラインではなく国が本来航空保安検査業務の主体となるべき）
- ⑤ 雇用対策の推進
 - ・就職氷河期世代支援
 - ・中小企業向け所得拡大促進税制の拡大
 - ・働き方改革や被用者保険の適用拡大（年金制度改革）への対応

(2) 感染症対策における警備業の位置づけを明確にするために、新型インフルエンザ等特別措置法（以下「特措法」）の「指定公共機関」に警備業を追加することを検討願いたい。

- ① 特措法施行令第3条第20号への「警備業者」の追加
 - ・特措法第45条に規定する「感染を防止するための協力要請等」を特定都道府県知事が住民又は施設管理者等に行った際に、その実効性を担保するために必要な警備業務の需要に応ずるものと認められるもの
 - ・新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品又は医療機器の警備輸送業務の需要に応ずるものと認められるもの
- ② ①の要件を満たす法人を内閣総理大臣が指定公共機関として指定
- ③ 国に準じ、都道府県知事が法人を指定地方公共機関として指定
- ④ 指定公共機関、指定地方公共機関としての「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」の作成、報告、公表

以上